

「（仮称）動鳴山風力発電事業環境影響評価準備書」についての熊本県知事意見

環境影響評価の実施及び環境影響評価書の作成に当たっては、次の事項について十分勘案すること。

[全体事項]

- (1) 沈砂池については、対象事業実施区域内に崩壊土砂流出危険箇所が指定されていること等を踏まえ、施工時及び発電機稼働時の大雨等にも対応できるよう設計及び運用すること。
- (2) 事業計画や工事内容に加え、超低周波音に係る影響範囲等の環境影響評価に関する情報等については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を勘案しつつ、環境影響評価法に基づく説明会の他、自主的な説明会の場等で丁寧に説明することで、地域住民や関係自治体の理解を得るよう努めること。

[大気環境]

〈騒音・振動〉

- (1) 早朝及び深夜に資材等の搬出入を行う場合、工事用車両等の走行音により周辺住民の起床及び就寝に影響を与えるおそれがあることから、事前説明等により周辺住民の理解を得るよう努めること。

[動物・植物・生態系]

〈動物（全般）〉

- (1) 発電機等の設置に伴い森林を伐採することで対象事業実施区域周辺の源流域が枯渇し、そこに生息する生物に重大な影響を及ぼすことがないように適切に配慮すること。

〈動物（鳥類）〉

- (1) 対象事業実施区域内ではサシバやハチクマ等の希少猛禽類が確認されているが、事後調査において、バードストライクの発生が確認される等、重要な鳥類等に対する重大な影響が認められた場合には、専門家等の助言を踏まえ、追加の環境保全措置の実施について検討すること。

〈動物（昆虫類）〉

- (1) 改変区域内ではヒコサンセスジゲンゴロウが確認されていることから、改変区域外の同様な環境への移植等適切な環境保全措置を検討すること。

- (2) 対象事業実施区域周辺で確認されたヒメボタルの生息には林内の暗黒環境が必要となることから、生息場所周辺における夜間の照明設置は避けること。

〈植物〉

- (1) 植物に係る環境保全措置については、対象事業実施区域の地形等を考慮し表土活用の可否等を検討したうえで、より適切な工法を採用するとともに、生物多様性の保全に配慮した緑化となるよう可能な限り野生種（在来種）の植物を使用すること。
- (2) 管理用道路等の敷設に伴いシカの移動が容易になると、シカによる食害が拡大し、希少植物等へ影響を与えるおそれがあることから、事業実施にあたっては、必要に応じてシカの防除策等を検討すること。

【その他】

〈土砂災害〉

- (1) 対象事業実施区域内には崩壊土砂流出危険箇所等が指定されているが、盛土や切土等の土地の改変や発電機設置場所の伐採等を行うことで降雨流出等に影響を及ぼし、土石流をはじめとする土砂災害の発生を助長・誘引するおそれがあることから、適切な対策を検討するとともに、当該対策等に関し地域住民や関係自治体等に対して丁寧の説明すること。